

職場に飛び交う **愛言葉****ご安全に！**

大分労働基準監督署 安全衛生課

☎ 870-0016

大分市新川町2-1-36大分合同庁舎2階

☎ 097-535-1513



管轄区域

大分市・別府市・杵築市・由布市・国東市
速見郡日出町・東国東郡姫島村**令和7年 労働災害発生状況****R7.6月末
速報値**

	令和7年		令和6年		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
全業種	2	266	3	292		▼26

< 業種別内訳 >

大分署管内コロナ除く

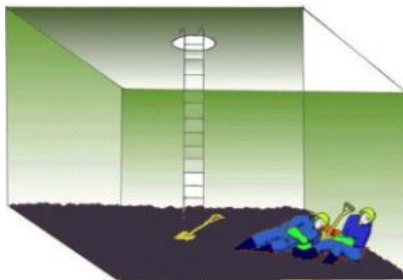
製造業	27	1	33	▼1	▼6
建設業	1	38	37	+1	+1
運輸交通業	1	22	26	▼1	▼4
農林業	6		13		▼7
他の産業	2		2		—
第三次産業	171		181		▼10
商業	41		49		▼8
保健衛生業	41		50		▼9
接客娯楽業	39		22		+17
清掃・と畜業	26		26		—

※ 上表の統計は、労働者死傷病報告により令和7年6月末現在と前年同期の死傷者数を比較集計したもの。

※ 他の産業とは、鉱業・貨物取扱・畜産水産の合計。

令和7年7月に2件のガス及び有機溶剤中毒災害が発生しました。

被災者は設備、機械の修理や更新作業を行っていたところ、ガス・有機溶剤が漏えいし、気化したガスを吸引したことで気分が悪くなり、ガス・有機溶剤中毒症となりました。



(イラストはイメージです。)

有機溶剤は口（肺）だけではなく、皮膚、眼などからも体内に吸収されます。

万が一、ガス・有機溶剤が漏えいした場合は、直ちに現場から退避して、吸引しないようにしてください。

また、毎年一酸化炭素による中毒事故も発生しています。一酸化炭素は無色・無臭のため、漏えいに気づかない場合があります。内燃機関を使用するなど一酸化炭素が発生する事業場では、十分注意をして作業を行ってください。

令和7年度**全国労働衛生週間説明会**

第76回全国労働衛生週間は、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として、全国一斉に実施されます。

大分労働基準監督署では、全国労働衛生週間に当たり、下記日程で説明会を開催します。

説明会等受付サイトからの応募となりますので、下記の**二次元コード**から申し込みをお願いします。**9月11日(木)**

定員200名

ビーコンプラザ
(中会議室)

別府市山の手町12番1号

**9月12日(金)**

定員500名

**オンライン
開催****労働者50人未満の事業場も
ストレスチェックが義務化**

現行法ではストレスチェックは労働者数50人以上の事業場に義務付けられており、50人未満は努力義務となっていたところ、これが全ての事業場に義務化されます。

なお、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間が設けられます。

※施行期日：公布後**3年以内**に政令で定める日

	ストレス チェック	集団分析 職場環境改善
50人以上 の事業場	義務	努力義務
50人未満 の事業場	努力義務 →義務	努力義務

「ご安全に!」は、大分労働局ホームページに掲載されています。

大分労働局 ご安全に

検索



令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要になります！**

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備 ^{※2} |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備 ^{※3} |
| ☐ ボイラー及び压力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備 ^{※1} | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備 ^{※4} |

いいえ

はい

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突^{※5}
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい

いいえ

**工作物石綿事前
調査者資格が
必要**

建築物石綿含有建材調査者の資格をもっているも、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

**工作物石綿事前
調査者資格は
不要**

事前調査ってなに？

建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業を行うときに、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶について、石綿等の使用の有無を調査しなければならないと定められています。
（石綿予防規則第3条）

工作物ってどんなもの？

建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等を指します。

講習はどこで受ければいいのか？

工作物石綿事前調査講習、建築物石綿含有建材調査講習は登録講習機関で受講できます。
検索ページは右記の二次元コードから！



！ 要注意

すでに建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査の**資格取得が必要になる場合があるよ！**



大分労働局
公式 SNS

労働行政に関する
最新情報を
いち早くお届けします

Instagram



アカウント名：大分労働局（oita.roudoukyoku）

法改正に関する情報やリーフレット、労働局・監督署・ハローワークが開催する様々なイベントやキャンペーンに関する情報を発信していきます。

是非、フォローをお願いします。

アカウント名：大分労働局公式YouTubeチャンネル

労働局・監督署・ハローワークが開催した説明会のアーカイブ動画などを発信していきます。

是非、チャンネル登録をお願いします。



YouTube